

議案第二十四号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年三月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の七・一四」を「百分の七・一三」に改め、同条第二号中「三万九千九百円」を「三万八千八百円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二九」を「百分の二・四一」に改め、同条第二号中「一万二千九百円」を「一万三千二百円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・四六」を「百分の二・一三」に、「百分の五十九」を「百分の六十一」に改め、同条第二号中「一万五千六百円」を「一万七千円」に、「百分の四十一」を「百分の三十九」に改める。

第十九条の二第一号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改め、同号イ中「二万七千九百三十円」を「二万七千六百十円」に改め、同号ロ中「九千三十円」を「九千二百四十円」に改め、同号ハ中「一万九百二十円」を「一万九千九百円」に改め、同条第二号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数

が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改め、同号イ中「一万九千九百五十円」を「一万九千四百円」に改め、同号ロ中「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同号ハ中「七千八百円」を「八千五百円」に改め、同条第三号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号イ中「七千九百八十円」を「七千七百六十円」に改め、同号ロ中「二千五百八十円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「三千百二十円」を「三千四百円」に改める。

付則第三条中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「地方税法」との下に「、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と」を加える。

付則第九条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、付則第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条第一項、第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二並びに付則第三条の規定は、令和三年度以後の年度の保険料について適用し、令和二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第三百八十一号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い基礎賦課額等の所得割額の算定方法を改めるほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。